

ダメ!! 虐待



高齢者の虐待を防ぎましょう

虐待には必ず「兆候」があり、日頃の高齢者の言動や介護者の様子から「虐待」がわかることがあります。
普段から、近くにいる高齢者に目を配り、地域全体で高齢者の虐待を防ぎましょう。

☎ 高齢福祉課高齢者福祉係（市役所 1 階 ☎ 番窓 ☎ 23-3331 内線309）
市地域包括支援センター（☎ 21-7755）
伊達警察署（☎ 22-0110）

虐待のない地域づくりのために

高齢化社会を迎え、自宅介護を受ける方が年々増えています。

しかし、その一方で介護疲れや責任の重さから、介護者が無意識のうちに虐待行為をしてしまうケースも少なくありません。

また、虐待を受けている高齢者の多くは認知症の症状があり虐待されている自覚がなく、自覚があっても助けを求めることが難しく、虐待の事実が見逃されがちです。

深刻化する高齢者の虐待を防ぐためにも、ひとりで抱え込まないこと、周りの人が見守り・助け合いの気持ちを持ち、虐待の起こらない地域をつくるのが大切です。

虐待の兆候を見つけてください
下記のチェックシートで、虐待のサインをチェックしてみましょう。

ちよつとでも

「おかしい」と思ったらい通報を

高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見したときは速やかに通報することが義務づけられています。ちよつとでもおかしいと思ったら、ためらわずに通報してください。

※通報者の秘密は必ず守ります

身体的虐待

- あざや傷の有無
- あざや傷の説明でつじつまが合わない、理由を聞いても説明しない、隠そうとする
- おびえた表情、急に不安がる、家族のいるときといないときで態度が異なる

心理的虐待

- 急な体重の増減、拒食や過食が見られる
- 無気力な表情、なげやりな態度、無表情、急な態度の変化
- 話したがらない、自分を否定的に話す、「ホームに入りたい」「死にたい」といった発言をする
- 高齢者への態度や発言が冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、「早く死んでしまえ」などの否定的な発言をする、コミュニケーションをとろうとしない

経済的虐待

- 「お金を盗られた」「年金が入ってこない」「貯金が無くなった」などの発言をする
- 資産と日常生活の大きな落差、食べるものに困る、預金通帳がない
- 介護サービスの利用負担料が突然払えなくなる、サービスの利用をためらうなど

介護や世話の放棄・放任

- 住環境が極度に乱雑になっている、異臭がするなど
- 着の身着のまま、ぬれたままの下着、汚れたままのシーツなど
- 身体の異臭、汚れのひどい髪、伸び放題の爪など
- 適切な医療や介護サービスを家族が受診拒否、必要な介護サービスを利用しない

性的虐待

- 生殖器などの傷や出血、かゆみの訴えなど
- おびえた表情をする、怖がる、人目を避けたがる
- 関係者に話すことをためらう、援助を受けたがらない

虐待予防・発見 チェックシート



伊達消防署からの お知らせ

平成26年救急・救助出動の概要

昨年（平成25年）の伊達地区の救急出動件数は千496件で、前年より167件増加しました。

救助出動	伊達		大滝		救急出動	伊達		大滝	
	件数	割合	件数	割合		件数	割合	件数	割合
交通事故	6	41.3%	1	100%	急病	868	77.1%	119	100%
火災	0	0%	0	0%	一般負傷	175	15.5%	28	23.3%
水難	1	6.3%	0	0%	転院搬送	144	12.7%	0	0%
風水害	0	0%	0	0%	交通事故	86	7.6%	11	9.2%
機械事故	1	6.3%	0	0%	自損	17	1.5%	2	1.7%
その他	6	41.3%	0	0%	労働災害	13	1.1%	0	0%
合計	14	93.8%	1	100%	その他	30	2.7%	3	2.5%
					合計	1,333	100%	163	100%

消防課救急係 ☎23-51119



住宅用火災警報器の設置状況

伊達消防署では、平成26年中に一般住宅の調査を行い、「住宅用火災警報器の普及状況」を調査しました。その結果、伊達市の普及率は7.9%になり、平成25年の7.5%から0.4%上昇しました。

今後より一層の普及率向上を目指し、さらなる推進活動を行います。また、1年に1回は住宅用火災警報器の作動点検を行い、正常に作動しなかった場合には電池の交換を行ったたり本体を買い替えるなどして、もしものときに備えましょう。

※住宅用火災警報器の詳しい内容は、西胆振消防組合ホームページで紹介しています。

消防課予防係 ☎23-81119

上級救命講習の一般募集案内

伊達消防署では、AEDを含めた心肺蘇生法と異物除去法や止血法、緊急時の傷病者管理法など、普通救命講習会より一歩踏み込んだ内容の講習会を開催します。（講習後に、筆記試験と実技試験があります）

●普通救命講習会より専門・実践的な講習会を受けてみませんか。

日時

1日目 3月19日(木)

午前9時30分～午後4時

2日目 3月20日(金)

午前9時30分～午後2時

場所 市防災センター

受講費 無料

修了証 2日間の講習を全て受講し、筆記・実技試験に合格した方に修了証を交付します。

定員 10名（先着順）

その他 筆記用具を持参し、実習できる服装でお越しください。

消防課救急係 ☎23-51119

第5回危険物取扱者試験

一定量以上の危険物を貯蔵したり、取り扱いのあるガソリンスタンドや化学工場などの施設には必ず置かなければならないのが「危険物取扱者」です。

平成26年度5回目の「危険物取扱者試験」が行われますので、お知らせします。

試験日 3月22日(日)

試験地 札幌市

試験の種類 乙種（第4類）、丙種

受付期間

●書面申請 2月16日(月)～23日(月)

●電子申請 2月13日(金)～20日(金)

※電子申請は払込手数料がかかります。

消防課保安係 ☎23-81119